

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



05

資産課税

事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し等(個人版含む)



事業承継税制について、従来より円滑な事業承継を行うため、役員就任要件および事業従事要件が緩和されます。

— 解説 —

要件の緩和の詳細は以下の通りとなります。
なお、令和7年1月1日以後の贈与より適用となります。

【個人の事業承継税制の要件の変更点】

改正 (前)	改正 (後)
贈与の日まで引き続き3年以上 事業に従事していること	贈与の直前において 事業に従事していること

【法人の事業承継税制(特例措置)の要件の変更点】

改正 (前)	改正 (後)
贈与の日まで引き続き3年以上 贈与承継会社の役員等であること	贈与の直前において 贈与承継会社の役員等であること



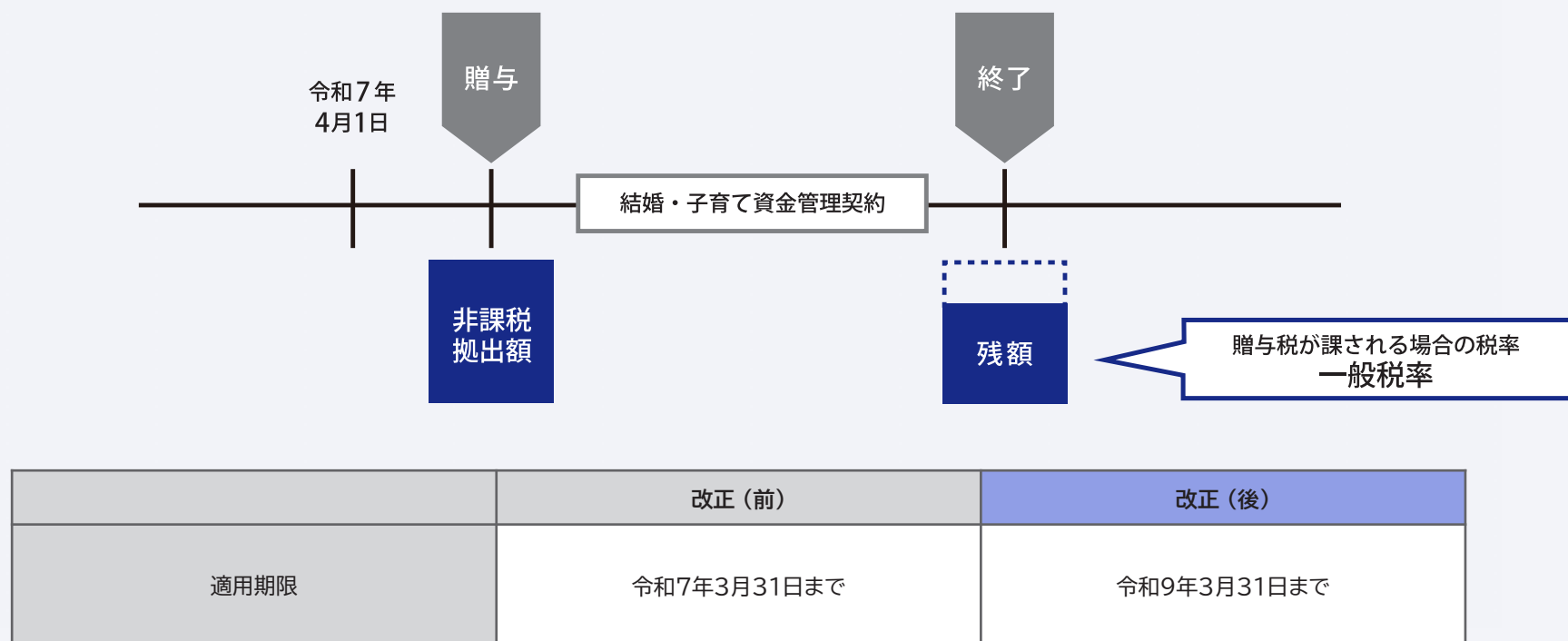
法人版事業承継税制の特例措置については、令和7年度税制改正大綱より、今後、期限の延長がない旨の記載があり、本制度の適用を受ける可能性がある場合には早めに検討する必要があります。また、税制改正大綱には記載はありませんが、会計検査院が令和6年11月6日に取引相場のない株式の評価について、類似業種比準価額、配当還元価額について問題点を指摘しており、今後通達で改正となる可能性があります。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長



結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置について、適用が2年延長されます。

— 解説 —



適用時期

令和7年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

相続税の物納制度における物納許可限度額等の見直し



物納許可限度額の計算基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われます。

— 解説 —

【現行制度の概要】

国税は、金銭で納付することが原則ですが、相続税に限って、延納によっても金銭で納付することが困難な場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として一定の相続財産による納付(物納)ができます。

物納許可限度額＝納付すべき相続税額 - 納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額 - 延納によって納付することができる金額
延納によって納付することができる金額＝年間の納付資力×最長延納年数 + (おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入 - おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出 + A)
※A＝申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3か月分の生活費 + 申請者の事業の継続のために当面(1か月分)必要な運転資金(経費等)の額

	区分	延納期間(最高)
不動産等の割合が75%以上の場合	①動産等に係る延納相続税額	10年
	②不動産等に係る延納相続税額(③を除く)	20年
	③森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年
	⑤不動産等に係る延納相続税額(⑥を除く)	15年
	⑥森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	20年
不動産等の割合が50%未満の場合	⑦一般の延納相続税額(⑧、⑨および⑩を除く)	5年
	⑧立木の割合が30%を超える場合の立木に係る延納相続税額(⑩を除く)	5年
	⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る延納相続税額	5年
	⑩森林計画立木の割合が20%以上の森林計画立木に係る延納相続税額	5年

相続登記等の登録免許税の免除に関する特例措置の延長



相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、その適用期限が2年延長されます。

— 解説 —

・ 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置

個人が相続により土地の所有権を取得した場合において、その個人がその相続による土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡したときは、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税が課されないこととされています。

登記の種類	本則税率	特例措置
相続による土地の所有権の移転登記	0.4%	免税

・ 不動産の価額が100万円以下の土地に係る登録免許税の免税措置

土地について所有権の保存登記又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、その登記にかかる登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下であるときは、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税が課さないこととされています。

登記の種類	本則税率	特例措置
土地の所有権の保存登記	0.4%	免税
相続による土地の所有権の移転登記		



免税を受けるには、申請書への法令の条項の記載が必要です。

適用時期

令和9年3月31日まで適用期限が2年延長されます。

固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長



固定資産税及び都市計画税に係る特例措置が延長されました。

— 解説 —

【主要な特例措置の延長】

- ① 中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」に基づき中小事業者等が取得する一定の機械、装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置(適用期限2年延長)
対象企業: 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者等(一定の要件あり)
対象設備: 認定経営革新等支援機関にあらかじめ計画の確認を受けた一定の設備(一定の要件あり)

条 件	改正後 課税標準額
雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げ	最初の3年間 価格の2分の1
雇用者給与等支給額を3%以上引き上げ	最初の5年間 価格の4分の1

- ② 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(適用期限2年延長)
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置(適用期限2年延長)
追加措置: マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるとき、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書がない場合にも減税措置を適用可能

適用時期

令和9年3月31日まで適用期限が2年延長されます。